



# 栃木県公報

平成29年  
8月29日(火)  
第2914号

## 目次

### 告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定..... 727  
 ○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 728  
 ○道路の区域の変更..... 728  
 ○道路の供用開始..... 729

### 公 告

○大規模小売店舗の変更の届出..... 729  
 ○患畜の届出..... 730  
 ○開発行為の工事完了..... 730

### 教育委員会

○有形文化財の指定の解除..... 730  
 ○無形民俗文化財の指定..... 731

## 告 示

### 栃木県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成29年 8月29日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成27年 6月 1日	骨粗しょう症と痛みのクリニック	栃木市沼和田町 9-28
平成27年 5月 1日	医療法人緑枝会にしやま内科クリニック	下都賀郡壬生町安塚765-15
平成29年 7月 1日	SFC薬局箱森店	栃木市箱森町51-38
平成29年 7月 1日	SFC薬局佐野店	佐野市堀米町3921- 3
平成29年 7月 1日	クスリのアオキ東町薬局	鹿沼市東町 2- 2-41
平成29年 6月 1日	きりん薬局小山駅南店	小山市駅南町 1-15- 5
平成29年 6月 1日	きりん薬局小山城東店	小山市城東 6- 6-25
平成29年 6月 1日	きりん薬局小山桜通り店	小山市中久喜 4- 1-18
平成29年 7月 1日	SFC薬局壬生中央店	下都賀郡壬生町おもちゃのまち 2-4- 6

栃木県告示第393号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 8 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成27年 4 月30日	にしやま内科クリニック	下都賀郡壬生町安塚765-15
平成29年 6 月30日	SFC薬局箱森店	栃木市箱森町51-38
平成29年 6 月30日	SFC薬局佐野店	佐野市堀米町3921- 3
平成29年 5 月31日	きりん薬局小山桜通り店	小山市中久喜 4 - 1 -18
平成29年 5 月31日	きりん薬局小山城東店	小山市城東 6 - 6 -25
平成29年 5 月31日	きりん薬局小山駅南店	小山市駅南町 1 -15- 5
平成29年 7 月10日	あおぞら薬局	下野市文教 2 - 8 - 3
平成29年 6 月30日	SFC薬局壬生中央店	下都賀郡壬生町おもちゃのまち 2 - 4 - 6

(保健福祉課)

栃木県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年 8 月29日から同年 9 月27日まで一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 境間々田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
58	前	下都賀郡野木町大字佐川野字寺家山 492- 3 から 小山市大字平和字道南96- 1 まで	13.0 ~ 26.8	3272.1	
	後A	下都賀郡野木町大字佐川野字寺家山 492- 3 から 小山市大字平和字道南96- 1 まで	13.0 ~ 26.8	3272.1	
	後B	下都賀郡野木町大字佐川野字寺家山 492- 3 から 小山市大字平和字道南96- 1 まで	8.6 ~ 22.9	5818.8	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 桐生田沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
215	前	佐野市山形町字片峰1557から 佐野市山形町字片峰1558-2まで	10.2～11.5	62.7	
	後	佐野市山形町字片峰1557から 佐野市山形町字片峰1558-2まで	11.6～19.6	62.7	

## 栃木県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年8月29日から同年9月27日まで一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
27	主要地方道 那須黒羽茂木線	芳賀郡茂木町大字河井1529-2から 芳賀郡茂木町大字河井1420まで	平成29年8月29日
61	主要地方道 真岡那須烏山線	芳賀郡市貝町大字赤羽2918-36から 芳賀郡市貝町大字赤羽3380-5まで	平成29年8月29日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	宇都宮市上田原町303-1から 宇都宮市上田原町23まで	平成29年8月29日
165	一般県道 市塙北長島線	芳賀郡市貝町大字赤羽3525-1から 芳賀郡市貝町大字赤羽3525-9まで	平成29年8月29日
259	一般県道 折戸西那須野線	那須塩原市接骨木字下原425-9地先から 那須塩原市接骨木字下原424-8地先まで	平成29年8月29日

(道路保全課)

## 公 告

## ○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成30年1月4日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年 8 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ矢板店  
矢板市富田字三斗蒔157番地外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社ケーズホールディングス

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤 裕之	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠	平成29年 6 月27日
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤 裕之	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠	平成29年 6 月27日

4 届出年月日

平成29年 8 月14日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 8 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	市貝町	平成29年 8 月21日	法令殺

(畜産振興課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 8 月29日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1085番 1、1085番 8	下都賀郡壬生町大字安塚1076番地 1	佐 藤 翔 子 佐 藤 克 也
下都賀郡野木町大字野渡字狐塚161番 1	茨城県猿島郡境町524番地 1 アルカディアB館 1 号室	常 山 順 司

(都市計画課)

**教 育 委 員 会**

栃木県教育委員会告示第八号

栃木県文化財保護条例（昭和三十八年栃木県条例第二十号）第五条第三項の規定により次の表に掲げる栃木県指定有形文化財の指定は解除されたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

名 称	所 在 地	所 有 者	解 除 年 月 日
大雄寺経蔵	大田原市黒羽田町四五〇	大雄寺	平成二十九年七月三十一日
大雄寺 総門・座禅堂 廻廊・御霊屋 本堂・康裡・鐘楼	大田原市黒羽田町四五〇	大雄寺	平成二十九年七月三十一日

栃木県教育委員会告示第九号

栃木県文化財保護条例（昭和二十八年栃木県条例第二十号）第二十六条第一項の規定により次の表に掲げる無形の民俗文化財を栃木県指定無形民俗文化財に指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

名 称	種 別	所 在 地	保 存 団 体
間々田のジャガマイタ	無形民俗文化財	小山市間々田	間々田のじゃがマイタ保存会

(文化財課)